

長崎市長に対する銃撃事件に厳重抗議する会長声明

平成 19 年 4 月 17 日に発生した、暴力団幹部による伊藤一長長崎市長銃撃事件は、その動機がいかなるものであれ、政治活動に対するテロ行為であり、民主主義社会に対する重大な挑戦にほかならない。

本件犯行は、市長選の選挙期間中を狙い、さらには、多数の一般市民の眼前において、背後から短銃で銃撃したというものであって、その卑劣さには、強い憤りを禁じえない。

さらに、暴力という卑劣な行為によって、政治活動を一方的に圧殺することは、当該政治家のみならず、社会全体を恐怖に陥れることとなり、その結果、自由な言論・表現が抑圧される。暴力により社会全体が萎縮すれば、健全な政治及び行政活動は到底期待できない。政治活動に対する暴力は、民主主義を根底から脅かすものであり、断じてこれを許すことはできない。

茨城県弁護士会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命に照らし、基本的人権及び民主主義を否定する今回の銃撃事件に対し、厳重に抗議するものである。

今後、同種の行政対象暴力が二度と繰り返されぬよう、関係機関に対しては、本件事件の真相究明を求めるとともに、茨城県弁護士会は、関係機関・諸団体と協力し、暴力行為・銃器犯罪の根絶にむけて、暴力団等の反社会的勢力を排除し、言論・表現の自由が真に保障された平和で民主的な社会を実現するために尽力することを改めて決意する。

最後に、凶弾により志半ばで倒れた伊藤市長のご冥福を心からお祈り申し上げます。
以上の通り、本声明を発するものである。

平成 19 年 5 月 8 日

茨城県弁護士会 会長 足 立 勇 人